

○追手門学院大学経済学会会則

昭和41年4月23日

制定

(名称)

第1条 本会は追手門学院大学経済学会と称する。

(目的)

第2条 本会は学術の発展に寄与し、会員の研究の振興及び相互の親睦をはかることを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は追手門学院大学経済学部内に置く。

(事業)

第4条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 機関誌の刊行及び研究成果の発表等
- (2) 研究会及び講演会の開催
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 追手門学院大学経済学部専任教員
- (2) 学生会員
  - イ 追手門学院大学経済学部学生
  - ロ 追手門学院大学大学院経済学研究科経済学専攻学生
  - ハ 上記に準ずる資格を有し評議員会が入会を認める者
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、評議員会が入会を認める者
- (4) 名誉会員 追手門学院大学経済学部名誉教授

第6条 削除

(役員)

第7条 本会の役員として、会長、評議員及び委員をおく。

第8条 会長には追手門学院大学経済学部長を、評議員には同学部専任教員をあてる。委員は同学部専任教員中より互選する。

第9条 会長は本会を統括し、評議員会は重要事項を審議し、委員会は会務を執行する。

第10条 委員は庶務、編集委員各2名とする。任期は1年とし、再任をさまたげない。

(収入)

第11条 本会の運営に要する支出は、次の収入をもってあてる。

- (1) 追手門学院大学より配分された予算
- (2) 寄附金

第12条 削除

(総会)

第13条 本会の重要事項報告のため毎年1回以上総会を開催する。

(会則の改正)

第14条 会則の改正は、評議員会の議決による。

付記(第6条関連)

削除

附 則

本会則は昭和41年4月23日より施行する。

附 則

本会則は昭和51年3月31日より施行する。

附 則

本会則は昭和54年6月14日より施行する。

附 則

本会則は昭和59年4月1日より施行する。

附 則

本付記は昭和59年7月5日より施行する。

附 則

本会則は昭和61年2月1日より施行する。

附 則

本会則は平成7年4月1日より施行する。

附 則

本会則は1998年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、2000年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、2005年4月1日より施行する。

(国際経済学科の存続に関する経過措置)

国際経済学科学生は、この会則改正後の第5条(2)の規定に関わらず、2005年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間会員であるものとする。

附 則

本会則は、2006年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、2014年4月1日より施行する。

附 則

本会則は、2016年10月1日より施行する。